

令和2年度第11回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年2月5日(金) 午後1時25分から午後2時18分
2. 開催場所 三次市役所 6階 601, 602 会議室
3. 出席委員(10人)
2番 池本 秀雄 3番 上田 憲昭 5番 加藤 好隆 7番 木原 孝行
9番 橋本 正二 10番 橋本 洋資 12番 平尾 敏之 14番 福田 博之
17番 向井 泰治 19番 吉森 法和
4. 欠席委員(9人)
1番 有重 貢 4番 大前 万寿美 6番 河本 研二 8番 寺重 茂晴
11番 林 敏明 13番 廣瀬 勝秀 15番 松山 和登 16番 箕田 英紀
18番 横田 和彦
5. 議事日程
報告第37号 利用権の終了(農用地利用集積計画)
報告第38号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
報告第39号 非農地証明願承認
報告第40号 農地転用(農業用施設)届出
議案第54号 農地法第3条
議案第55号 農地法第4条第1項
議案第56号 農地法第5条第1項
議案第57号 農用地利用集積計画
議案第58号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見
議案第59号 三次市賃借料情報
6. 農業委員会事務局職員
中廣事務局長 上岡係長 長谷川主任
7. 会議の概要
局長 只今から令和2年度第11回三次市農業委員会総会を開会いたします。
新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策期間ということで、人数を制限しての開催とさせていただきます。
ご協力ありがとうございます。
また、本日は短時間で終了していきたくと思いますのでご協力をお願いします。
橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長 あいさつ)

局長 それでは会議に入ります。
これからは三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。
只今の出席委員は 10 人であります。よって、総会は成立いたします。
本日の議事録署名者に加藤委員、木原委員の両名を指名いたします。
それでは令和 2 年度第 11 回三次市農業委員会総会を開会します。
本日の日程について事務局から説明を求めます。

局 長 本日の議事日程についてご説明いたします。
報告案件が報告第 37 号から報告第 40 号までの 4 件です。
議案が議案第 54 号から議案第 59 号までの 6 議案です。
慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 議事日程に従い報告第 37 号から報告第 40 号について事務局から説明を求めます。

局 長 報告第 37 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 38 件ご報告します。
内容は 1 月 12 日までに利用権設定の解約の申出があったものです。
詳細については議案書をご一読ください。

報告第 38 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 9 件ご報告いたします。
内容は 1 月 12 日までに相続等による所有権移転の届出があったものです。
詳細については議案書をご一読ください。

報告第 39 号「非農地証明願承認」について 8 件ご報告いたします。
申請番号 24、非農地となった理由は、3 筆は平成 22 年頃から、2 筆は昭和 40 年頃からそれぞれ耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 25、非農地となった理由は、平成元年頃から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 26、非農地となった理由は、平成 3 年頃から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 27、非農地となった理由は、平成 3 年に隣地の自宅建築に伴い、駐車場及び庭敷として整備、宅地化し現在に至っています。

申請番号 28、非農地となった理由は、大正 15 年に蔵を建築、宅地化し現在に至っています。

申請番号 29、非農地となった理由は、昭和 62 年頃から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 30、非農地となった理由は、平成 4 年頃から、又は平成 7 年頃からそれぞれ耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 31、非農地となった理由は、20 年以上前から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

報告第 40 号「農地転用（農業用施設）届出」について 1 件ご報告いたします。
申請番号 9, 届出人が●●●●さん, 内容は農業用機械器具倉庫の建築です。
報告については以上です。

議 長 報告第 37 号から報告第 40 号を報告いたしました。
報告 4 件について質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議 長 議案第 54 号「農地法第 3 条」について事務局から順次説明を求めます。

局 長 議案第 54 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 14 件ご説明申し上げますので, ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 70, 譲受人が●●●●さんで, 経営面積は 1,305 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員の意見を預かっていますので読み上げます。
譲渡人は高齢のため耕作できる人を探されていました。
譲受人は高齢化する地元を元気づけたいと思っていたところにこの話があり, 両者が合意したものです。
今後, 果樹や野菜を植え, 地元の方にも参加してもらって共同で管理されます。
周りに住宅がありますが, 低木栽培をされる等管理されるので, その他の場所にも支障はありません。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号 70 を決めます。
次に申請番号 71 の説明を求めます。

局 長 申請番号 71, 譲受人が●●●●さんで, 経営面積は 8,373 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員の意見を預かっていますので読み上げます。
譲渡人は高齢で耕作が困難なため譲渡を希望されていました。
譲受人は経営規模拡大を希望され, 住居に近く利便性のよい申請地について話がま

とまり申請となりました。

譲受人の農作業に従事する日数や地域との調和などからみて、問題ないものと思われます。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 71 を決めます。
次に申請番号 72 の説明を求めます。

局 長 申請番号 72, 譲受人が●●●●さんで、経営面積は 6,669 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲渡人と譲受人は兄弟です。
譲渡人は●●に住まれ遠方であることと高齢であるため、兄弟の譲受人に譲渡することとなりました。
現在も譲受人が耕作を行っており支障ないものと思われます。
譲受人は高齢ですが同居の後継者もおおり問題ないものと思われます。
審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 72 を決めます。
次に申請番号 73 の説明を求めます。

局 長 申請番号 73, 譲受人が●●●●さんで、経営面積は 9,555 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員の意見を預かっていますので読み上げます。
申請地の状況や所有権移転の理由は、譲渡人は生活圏が遠方のため、ご両親の死後、耕作する人もいなく、長期に渡り放置されていました。
この度、耕作地の隣で生活されている譲受人が耕作することになり、所有権移転の申請をされました。
譲受人は農機具もあり後継者もいます。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 73 を決めます。
次に申請番号 74 の説明を求めます。

局 長 申請番号 74, 譲受人が●●●●さんで, 経営面積は 96,555.79 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員の意見を預かっていますので読み上げます。
申請地は譲受人の車庫と山の間であり何年も耕作されていない農地で, 畑として利用したく譲渡人に相談され, 話がまとまり申請されました。
譲受人の経営農地は全て耕作されており農作業に従事する日数, 機械の保有状況からみても耕作に供すべき農地は, 全て効率的に利用されるものと見込まれます。
申請地は譲受人の住居前にあり地域との調和にも問題ありません。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 74 を決めます。
次に申請番号 75 の説明を求めます。

局 長 申請番号 75, 譲受人が●●●●さんで, 経営面積は 11,166 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲渡人は高齢になられ, 農地に行くには一山超える必要があり, 耕作が困難になられています。
隣地を耕作されている譲受人が譲り受けて耕作されます。
農業に必要な機械等は保有され, 周辺農地への影響はないと判断できます。
審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 75 を決めます。
次に申請番号 76 の説明を求めます。

局 長 恐れ入りますが議案書の訂正をお願いします。
申請番号 76 について、申請地の内、上から 2 筆目の●●●●について、原野化して
おり耕作が困難と判明したため、申請内容が変更されましたので抹消をお願いします。
これに伴い下の合計欄は、田 3 筆 3,104 m²、計も 3 筆 3,104 m²になります
合わせて訂正をお願いします。
申請番号 76、譲受人が●●●●さんで、経営面積は 5,913 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない
ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲受人は隣家である譲渡人の農地を耕作されています。
土地所有者が亡くなり財産整理をされるため譲り受けられます。
問題ないものと思われま。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 76 を決めます。
次に申請番号 77 の説明を求めます。

局 長 申請番号 77、譲受人が●●●●さんで、新規営農です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない
ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員の意見を預かっていますので読み上げます。
譲渡人は遠隔地に居住されています。
当申請地は譲受人が利用権設定を受けて耕作されていましたが、譲渡人の要望もあり
今回契約解除されての所有権移転の申請となりました。
申請後は畑作をされます。
譲受人は農作業に必要な日数に従事すると見込まれ、当申請農地を含め、周辺農地
は全て耕作されており支障は生じないものと考えられます。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 77 を決めます。

次に申請番号 78 の説明を求めます。

局長 申請番号 78, 譲受人が●●●●さんで, 新規営農です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお, 申請地は空き家情報バンクに登録された空き家に付随する農地であり, 農地法施行規則第 17 条第 2 項の基準に基づき, 別段の面積を 1 アールに設定した区域です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員の意見を預かっていますので読み上げます。

現在, 譲渡人は●●に居住されており, 申請農地は地域の別の農家へ草刈管理を委託されてきました。

このたび譲受人との間で空き家バンクに登録済みの住宅と共に隣接する当該農地の譲渡がまとまり本申請に至ったものです。

譲受人夫妻は現在, ●●に居住されていますが, 長年近くにある実家の水田や畑の手伝いをしながら, いつしか家庭菜園をしてみたいと考えておられました。

こうしたことから, 家族の将来を考え知人のいるこの地区内に引っ越しを希望し本申請に至ったものです。

譲受人は権利取得後, 勤務の合間に菜園として利用し, 近所の人達との交流を大切にしながら申請農地のすべてについて管理耕作される予定です。

ゆえに周辺農地の農業上の利用に支障をきたす恐れはないものと思われまます。

議長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号 78 を決めます。

次に申請番号 79 の説明を求めます。

局長 恐れ入りますが議案書の訂正をお願いします。

申請番号 79 について申請地の内, 上から 2 筆目の●●●●と, 4 筆目の●●●●について, 原野化しており耕作が困難と判明し, 申請内容が変更されましたので抹消をお願いします。

これに伴い合計欄は, 畑 2 筆 189 m², 計 4 筆 3,561 m²になります。

合わせて訂正をお願いします。

申請番号 79, 譲受人が●●●●さんで, 経営面積は 8,206.55 m²です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員の意見を預かっていますので読み上げます。

所有権移転の理由は, 譲渡人が高齢のため耕作者を探されていたところ, 耕作地の近所で生活されている譲受人が農業経営拡大を考えられておられ, 耕作することにな

りました。

譲受人は農機具もあり、所有権移転の申請をされました。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 79 を決めます。
次に申請番号 80 の説明を求めます。

局長 申請番号 80、譲受人が●●●●さんで、経営面積は 13,105.45 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員の意見を預かっていますので読み上げます。
譲渡人は遠隔地に居住され、当農地の管理が出来ず、譲受人は家に近く、双方の要望にて所有権移転の申請をされます。
申請後は畑作、果樹を植えられます。
譲受人は農作業に必要な日数に従事すると見込まれ、当申請農地を含め周辺農地は、畑作、果樹の植え付けがされており、支障は生じないものと考えられます。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 80 を決めます。
申請番号 81 と申請番号 82 は関連がありますから合わせて議案としたいと思います。
事務局から一括して説明してください。

局長 申請番号 81 と申請番号 82 の譲受人が●●●●さんで、経営面積は 10,569 m²です。
本 2 件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 申請番号 81、譲渡人は 30 年来●●●●に居住され、申請農地は譲受人が耕作されています。
譲渡人は今後も申請農地を耕作する予定がなく、譲受人は経営農地の拡大を計画され両者の思いが一致しました。
譲受人の農地は全て耕作されており保有する農機具、農業に従事する状況からみて今後も農地の効率的利用が図られるものと認められます。
周辺農地への影響については、農薬は最小限の使用の予定で、水利についても現状

と変更はありません。

農業上の利用に支障はないものと思われます。

申請番号 82 の譲渡人は●●●●に居住され、今後も耕作される予定がありません。

申請番号 81 と同様に農地の効率的利用が見込まれます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 80, 81 を決めます。
次に申請番号 83 の説明を求めます。

局長 申請番号 83, 譲受人が●●●●●●さんで、経営面積は 2,795 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 申請人は親子です。
譲渡人が耕作できなくなったため生前贈与されます。
申請地には果樹が植えられています。
現在も譲受人が耕作されています。
審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 54 号「農地法第 3 条」については、申請番号 70 から申請番号 83 までを異議なしと決めます。
議案第 55 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 55 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 1 件、ご説明申し上げますのでご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
申請番号 23, 申請人が●●●●●●さん、内容は桜の植樹です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員の意見を預かっていますので読み上げます。
申請地は昭和 50 年代ころから耕作放棄地が徐々に広がり、現在では一帯が耕作放棄

地となり、猪、鹿等の鳥獣被害で水路や農地が荒らされ荒廃が進んでいました。

申請人は高齢となり今後の草刈り等による管理が出来なくなるので、地域の景観保全のため桜を植栽されます。

このことによって周辺農地等に悪影響はないと思われます。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。
議案第 55 号「農地法第 4 条第 1 項」について申請番号 23 を許可妥当として処理諮問します。
議案第 56 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 56 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 4 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 56、譲受人が●●●●さん、内容は太陽光発電設備の設置です。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

なお本件は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を定めた F I T 法の適用を受けず、登録小売電気事業者、本件では●●●●さんが電気の買取を行うものです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 地元委員の意見を預かっていますので読み上げます。
申請地の状況や申請の理由ですが、譲渡人は高齢で持病があり、後継ぎもなく、申請地は現在耕作されておらず今後の管理が困難です。
申請地は日当たりが良好で収益が見込まれる太陽光発電に適しているため、この度、譲受人が土地の有効利用として太陽光発電設備を設置するため申請されました。
雨水等の排水も問題ありません。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 56 を決します
次に申請番号 57 の説明を求めます。

局 長 申請番号 57、申請地が●●●●、面積が 1,533 m²、借主が●●●●さん、内容は太陽光発電設備の設置です。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請地は不作付地で今後も耕作の予定がありません。
申請地が荒地地とならないよう太陽光発電設備の設置について話がまとまりました。
防草シートの設置と周辺にフェンスを設置されます。
近隣への影響はないものと思われます。
審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 57 を決します
次に申請番号 58 の説明を求めます。

局 長 申請番号 58, 譲受人が●●●●さん, 内容は太陽光発電設備の設置です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であること
から, 第 2 種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲渡人は体調のこともあり経営規模縮小を考えられ, 農地を買い取ってもらえる方
を探され, 譲受人と話がまとまり太陽光発電設備の設置をすることとなりました。
雨水は既存の排水路へ排水されます。
問題ないものと思われます。
審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め, 申請番号 58 を決します
次に申請番号 59 の説明を求めます。

局 長 申請番号 59, 譲受人が●●●●さん, 内容は太陽光発電設備の設置です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であること
から, 第 2 種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請番号 58 と同様の理由で太陽光発電設備を設置されます。

雨水の排水は既存の水路を利用されます。
周辺への説明もされており問題ないものと思われます。
審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと認めます。
議案第 56 号「農地法第 5 条第 1 項」について申請番号 56 から申請番号 59 までを
異議なしと決めます。
議案第 57 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 57 号「農用地利用集積計画」についてご説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により，農用地利用集積計画を策定し
たいのでご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
52 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。
すべて農地中間管理権の取得を伴う貸借権設定で合計は 32 件 115,533 ㎡です。
各申請については議案書をご一読ください。

議 長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議 長 それでは議案第 57 号「農用地利用集積計画」について異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと認めます。
議案第 57 号「農用地利用集積計画」について承認することに決めます。
議案第 58 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案
に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 58 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案
に対する意見」についてご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしく
お願いいたします。

本件は農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について，適当と認
める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては，三良坂町の灰塚地区において作成されています
人・農地プランに基づき，担い手である農事組合法人はいつかに，農地 35 筆 115,533
㎡を，農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 議案第 58 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数, 異議なしと認めます。
議案第 58 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について承認することに決めます。
議案第 59 号「三次市賃借料情報」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 59 号「三次市賃借料情報」についてご説明申し上げますのでご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は農地法第 52 条の規定により令和 2 年 1 月から 12 月までに締結された, 賃貸借における 10 アール当たりの「賃借料水準」について, 市のホームページなどを通じて情報提供しようとするものです。

62 ページをお開きください。

その内容は下記のとおりです。

- 1, 田 (水稻) の部のデータ数は 609 件です。
市全域の平均額が 5,300 円で前年と同額です。
- 2, 畑の部のデータ数は 17 件です。
市全域の平均額が 4,500 円です。
前年が 7,800 円で 3,300 円下がっています。
- 3, 樹園地については, 該当がありません。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは, 議案第 59 号「三次市賃借料情報」について異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数, 異議なしと認めます。
議案第 59 号「三次市賃借料情報」について承認することに決めます。

議 長 以上で本日の議案審議の全てが終了いたしました。
事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(一般報告)

委員の皆様から何かございますか。
以上で本日の総会の全てを終了いたします。

局 長 次回の総会は3月5日（金）午後1時30分から、三次市役所6階602会議室及び603会議室で開催する予定です。

以上で令和2年度第11回農業委員会総会を終了します。